

「さいたま市営繕工事における猛暑による作業不能日数の取扱いに係る運用指針」
に関するQ&A
(令和8年4月時点)

問1 「著しく乖離」する場合とは、どの程度を指すのでしょうか。

(答)

工期の延長をしなければ、休日作業や時間外業務が必須となってしまう場合を指します。

問2 WBGT 値が 31 以上の時は作業を行ってはいけないのでしょうか。

(答)

原則作業を行わないこととしていますが、作業場の環境を快適に整えたうえで作業を継続することは可能です。

問3 作業を行うかどうかの判断は当日でないとできないのでしょうか。

(答)

環境省の熱中症予防情報サイトには、全国約 840 地点について「今日」・「明日」・「明後日」の3時間毎の暑さ指数 (WBGT) の予測値が提供されています。ただし、この予測値は「猛暑による作業不能日数」の対象となりませんので、ご注意ください。

問4 猛暑による作業不能日数は週休2日促進工事の休日にカウントできますか。

(答)

週休2日促進工事における休日は、現場閉所(1日を通して現場が閉所)又は現場休息(1日を通して現場作業が無い状態)の日が該当します。

一方、猛暑による作業不能日数の算定は、複数日の現場作業時間のうち、猛暑時間(WBGT 値 31 以上)の合計を日数に換算するので、週休2日の休日に採用することはできません。ただし、WBGT 値 31 以上の時間帯が、現場閉所や現場休息に含まれていても問題はありません。

問5 一般的な熱中症対策を行い WBGT 値が 31 以上で作業を行った場合は作業不能日数のカウントに入りますか。

(答)

作業を行った場合は作業不能日数の対象となりません。

問6 受注者が現場に WBGT 測定器を設置した場合は、環境省の熱中症予防情報サイトに
関係なく工期変更の資料となり得ますか。

(答)

ISO 7243/JIS Z 8504 や JIS B 7922 の機器を使用し、就業時間内の時間毎の記録が提示
できれば資料となり得ます。

問7 現場に WBGT 測定器を設置した場合は、設置経費を追加変更できますか。

(答)

測定器の設置の費用は共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれています。

問8 「契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定」とあるが、記
録が必要でしょうか。

(答)

週報等での記録が必要となります。

問9 作業不能日数を時間単位でなく半日単位で算定してもいいでしょうか。

(答)

運用指針のとおり、時間単位で算定することになります。

問10 WBGT の計測はどのようにするのでしょうか。

(答)

環境省の熱中症予防情報サイト (https://www.wbgt.env.go.jp/doc_observation.php) に
詳しく記載があります。暑さ指数計には機器種類が複数ありますので、採用する機器の計測
方法は必ず説明書等で確認してください。前述のサイトには、屋外と屋内での暑さ指数
(WBGT) 算出式がありますので、状況に応じて算出してください。

問11 室内が主な工事、足場内が主な工事等の場合は、どこでどのように計測するの
でしょうか。

(答)

環境省の熱中症予防情報サイトを用いない場合は、実際の作業環境に近いところで計測
してください。ただし、外部足場内の作業時の計測は、屋外での計測方法によることとしま
す。